

○ 保育士等定数改善費補助（市単）

1. 目的

私立保育所・認定こども園の保育士・保育教諭の配置基準を改善することにより、保育内容の充実と保育士の負担軽減を図る。

2. 補助内容

- (1) 概要 市条例保育士配置基準 と 国省令保育士配置基準 の差に相当する人件費を補助する。
 (0歳児について、小数第一位以下五入により処遇改善)
 (※幼保連携型認定こども園については、保育士を保育教諭と読み替える。)

(2) 補助金額積算方法

$$\text{補助額} = \text{補助単価} \times (\text{児童数による市条例配置基準} - \text{児童数による国省令配置基準})$$

(3) 補助単価・積算方法

児童数による保育士等配置基準（市条例基準と国省令基準の差）

	クラス 年 齢	市 条 例 配 置 基 準		国 省 令 配 置 基 準		市条例基準と 国省令基準の差
		児童：保育士	端数処理	児童：保育士	端数処理	児童：保育士
必 要 配 置 年 数 ご と の	0歳	3：1	小数第一位以下 五入	3：1	小数第二位以下 切り捨て	端数処理分
	1歳	5：1	小数第二位以下 切り捨て	6：1		30：1
	2歳	6：1		6：1		—
	3歳	15：1		15：1		—
	4歳	25：1		30：1		150：1
	5歳	30：1		30：1		—
定員による補正		定員90人以下の施設は 上記の人数合計 +1		定員90人以下の施設は 上記の人数合計 +1		—
計		上記の合計	小数第一位以下 四捨五入	上記の合計	小数第一位以下 四捨五入	

補助単価（月額）

$$4\sim 8\text{月} : (\text{184,800} \times \text{1.06} + \text{7,800}) \times \text{1.03} \times \frac{\text{18.74271}}{12} = \text{327,681 円}$$

$$9\sim 3\text{月} : (\text{184,800} \times \text{1.06} + \text{7,800}) \times \text{1.03} \times \frac{\text{18.75233}}{12} = \text{327,850 円}$$

*月数計

$$\left[\begin{array}{l} 4\sim 8\text{月} : \frac{\text{例月給与} + \text{ボーナス月}}{12 + 4.30} + \frac{(\text{健康保険} + \text{厚生年金} + \text{子ども子育て拠出} + \text{雇用保険})}{1000} \times (\text{例月} + \text{月数計}) = \text{18.74271} \\ 9\sim 3\text{月} : \frac{12 + 4.30}{12 + 4.30} + \frac{(\text{健康保険} + \text{厚生年金} + \text{子ども子育て拠出} + \text{雇用保険})}{1000} \times (\text{例月} + \text{月数計}) = \text{18.75233} \end{array} \right]$$

○ 就学前保育充実費補助（市単）

1. 目的

私立保育所・認定こども園の5歳児クラスにおける保育士・保育教諭の配置基準を改善することにより、小学校との円滑な接続のため保育内容の充実を図る。

2. 補助内容

(1) 概要 市補助保育士配置基準 と 国省令・市条例保育士配置基準 の差に相当する人件費を補助する。
 (※幼保連携型認定こども園については、保育士を保育教諭と読み替える。)

(2) 補助金額積算方法

$$\text{補助額} = \text{補助単価} \times (\text{児童数による市補助配置基準} - \text{児童数による国省令配置基準})$$

(3) 補助単価・積算方法

児童数による保育士等配置基準（市補助基準と国省令基準の差）

	クラス 年 齢	市補助配置基準		国省令・市条例配置基準		市補助基準と国省令・市条例基準の差
		児童：保育士	端数処理	児童：保育士	端数処理	児童：保育士
クラス年齢ごとの必要配置数	5歳	25：1	小数第二位以下切り捨て	30：1	小数第二位以下切り捨て	150：1

補助単価（月額）

行 I 1-29 特殊業務手当 地域手当 月数計*

$$4\sim 8\text{月} : (\text{184,800} \times \text{1.06} + \text{7,800}) \times \text{1.03} \times \frac{\text{18.74271}}{12} = \text{327,681 円}$$

$$9\sim 3\text{月} : (\text{184,800} \times \text{1.06} + \text{7,800}) \times \text{1.03} \times \frac{\text{18.75233}}{12} = \text{327,850 円}$$

*月数計

$$\left[\begin{array}{l} 4\sim 8\text{月} : \frac{\text{例月給与}}{12} + \frac{\text{ボーナス月}}{4.30} + \frac{(\text{健康保険 } 49.95 + \text{厚生年金 } 90.91 + \text{子ども子育て拠出 } 2.0 + \text{雇用保険 } 7.0) \times (\text{例月 } 12 + \text{月数計 } 4.3)}{1000}}{12} = \text{18.74271} \\ 9\sim 3\text{月} : \frac{\text{例月給与}}{12} + \frac{\text{ボーナス月}}{4.30} + \frac{(\text{健康保険 } 49.95 + \text{厚生年金 } 91.50 + \text{子ども子育て拠出 } 2.0 + \text{雇用保険 } 7.0) \times (\text{例月 } 12 + \text{月数計 } 4.3)}{1000}}{12} = \text{18.75233} \end{array} \right]$$

○ 調理員定数改善費補助（市単）

1. 目的

臨時調理員、パート調理員を配置することにより、調理員の負担軽減と給食環境の向上を図る。

2. 補助額の算出方法

臨時 : 補助額 = 臨時補助単価 × 補助対象月数

パート : 補助額 = パート補助単価 × 補助対象月数

調理員配置基準

定員	配置数	配置時間 (運営費基準)	40H対応分	計 (市補助基準)
40人以下	1人	160H	20H	180H
41～150人	2人	320H	40H	360H
151人以上	3人	480H	40H	520H

調理員のひと月の勤務時間が市補助基準を超えており、下記の補助要件を満たしていれば、市補助基準を超えた時間について60H(パート)または160H(臨時)を1単位として補助

例) 定員90名

- ・調理員実配置450H → 450 - 360 = 90 : 60H(パート単価)の補助
- ・調理員実配置540H → 540 - 360 = 180 : 160H(臨時単価)の補助
- ・調理員実配置580H → 580 - 360 = 220 : 160H(臨時単価)と60H(パート単価)の補助

3. 補助要件（定員は2、3号のみ）

- ①
- ・定員が150人以下で、年間利用児童数に対する延べ未満児比率が50%以上の施設
 - ・定員が40人以下の施設
 - ・定員が41人以上で、0歳児の人数が年間平均5人以上いる施設
 - ※ 未満児専門施設は、上記にかかわらず上限160Hで補助
 - ※ 前年度に臨時調理員配置の補助を受けた施設は、翌年度に限り補助を継続する。
 - ※ 上記3要件は重複不可(いずれか一つのみ)

補助区分

臨時(160H)

パート(60H)

パート(60H)

又は

- ②
- ・定員が60人以下で、食物アレルギー等児童数が年間平均3人(延べ36人)以上いる施設
 - ・定員が61人以上で、食物アレルギー等児童数が年間平均5人(延べ60人)以上いる施設

パート(60H)

パート(60H)

又は

- ③ 食物アレルギー等児童数が年間平均10人(延べ120人)以上いる施設

パート(60H)

(*)上記における食物アレルギー等児童とは、食物アレルギー又はその他の疾病のため医師からの書面による指示に基づき、当該施設にて除去食又は代替食が提供されている利用児童をいう

4. 補助単価（月額）

市臨時調理員の時間単価 920円 をもとに積算

○臨時調理員

$$\begin{aligned}
 & \text{4～8月: (920円} \times \text{8H} \times \text{25日) } \times \text{月数計* } \underline{\underline{13.79832}} \text{ } \div 12 = \text{211,574円} \\
 & \text{9～3月: (920円} \times \text{8H} \times \text{25日) } \times \text{月数計* } \underline{\underline{13.80540}} \text{ } \div 12 = \text{211,682円}
 \end{aligned}$$

*月数計

$$\begin{aligned}
 & \text{4～8月: } \frac{\text{例月給与 } \underline{\underline{12}} + \frac{\text{健康保険 } \underline{\underline{49.95}} + \text{厚生年金 } \underline{\underline{90.91}} + \text{子ども子育て拠出 } \underline{\underline{2.0}} + \text{雇用保険 } \underline{\underline{7.0}}}{1000} \times 12 = \underline{\underline{13.79832}} \text{ 月数計} \\
 & \text{9～3月: } \frac{\underline{\underline{12}} + \frac{\underline{\underline{49.95}} + \underline{\underline{91.50}} + \underline{\underline{2.0}} + \underline{\underline{7.0}}}{1000} \times 12 = \underline{\underline{13.80540}}
 \end{aligned}$$

○パート調理員

$$920 \text{円} \times 3 \text{H} \times 21 \text{日} = \text{57,960円}$$

○いつでも入所対応保育士配置支援事業費補助（市単）

1. 目的

年度途中からの利用に臨機応変に対応するため、年度当初から市補助配置基準を超える保育士・保育教諭を確保している保育所・認定こども園に対し補助することにより、利用者に対するサービスの向上を図る。

（※幼保連携型認定こども園については、保育士を保育教諭と読み替える。）

2. 補助内容

(1) 補助金額の積算方法

$$\text{補助額} = \text{補助単価} \times 2、3月を除く各月の(\text{A} \sim \text{D})\text{の最小値} - \text{E}) * 1 * 2$$

- ① 前年度1～3月の平均市条例基準保育士必要配置数
- ② 前年度1～3月の平均保育士配置実績 *3
- ③ 当月の保育士配置実績（ただし、4月配置実績を上限とする） *4
- ④ 当月の理論上の保育士最大加配数 *4
- ⑤ 当月の市補助基準保育士必要配置数

*1 ①～⑤の端数はそれぞれ、4H以上を切り上げ、4H未満を切り捨てとします。

*2 上限は4月～7月：3人、8月～11月：2人、12月及び1月：1人までとします。

*3 ②、③の配置実績は、保育補助の配置は実績には含めません。

*4 最大加配数とは、当月初日時点の利用状況において、+15%（一部+20%）定員までの空きすべてに0歳児が利用したと仮定するときの、市補助基準保育士必要配置数を指します。

* **利用定員の減員変更**を行った年度は、**補助対象外**とします。
（ただし、平成26年度運営特別対策費補助（小規模）の対象施設除く）

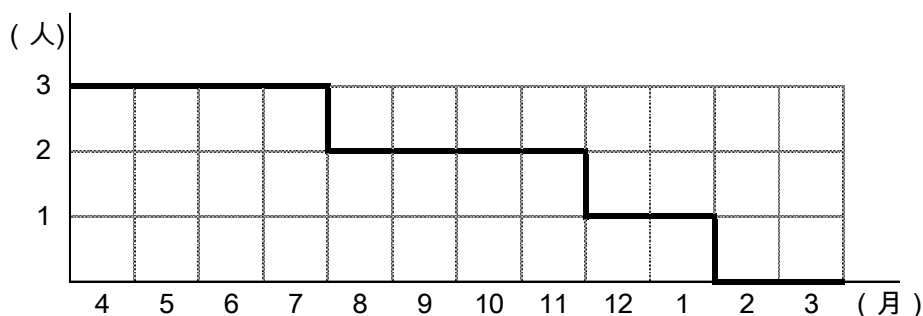
* **年間補助額**（各月の補助額の合計）より、**前年度決算における繰越金等の合計額**が上回っている場合には補助額を**1/2**に減じます。

(2) 補助単価

市臨時保育士時間単価 1,000円 をもとに積算

$$\cdot 8H \quad \underline{1000円} \times 8H \times 25日 = 200,000円$$

補助上限人数について



○ 産休等代替職員費補助 (市単)

1. 目的

職員の出産、傷病のため、臨時に代替職員を雇用した場合に、代替職員に係る人件費を補助する。

2. 補助対象

補助要件	補助対象期間
出 産	産前8週間(多胎14週間)・産後8週間
31日以上 of 病休	病休開始後31日目から90日目の期間

3. 補助単価

保育士・保育教諭 日額8,000円 (1,000円×8H)

調 理 員 日額7,360円 (920円×8H)

注) 上記補助単価は8時間勤務の日額であることから、一日6時間勤務で雇用した場合は、上記単価の6/8が限度となる。

4. 補助額

補助単価 × 実勤務日数 (千円未満切り捨て)

5. 補助開始年度

平成8年度

※産休代替職員の任用期間が翌年度に及ぶときは、任用した日の年度と翌年度の2回申請が必要です。

※代替職員の任用前までに任用承認申請を行い、承認された職員及び期間を補助対象とする。

※代替職員の賃金の計算方法は日給又は時給とし、月給は認めない。(平成21年度～)

○ 保育士処遇改善費補助（市単）

1. 目的

児童数による配置基準を超えて保育士等を配置する私立保育所・認定こども園に対し、基準の1割を上限に補助することにより、保育士等の労働環境の維持を図る。

2. 補助内容

(1) 概要

児童数による保育士等配置基準×0.1を上限とし、各月の配置実績に応じ補助する。

(2) 補助金額積算方法

補助額 = 補助単価 × (各月児童数による保育士等配置基準※ × 0.1 を上限に配置分)

※休けい保育士等を含む

(3) 補助単価・積算方法

市臨時保育士時間単価 1,000円 をもとに積算

・ 8 H 1000円 × 8 H × 25日 = 200,000 円

200,000 円 × 1.15221 = **230,442 円**

(健康保険4.995% 厚生年金9.326% こども子育て拠出金0.2% 雇用保険0.7% 計15.221%)